

公開情報

- ・ 定款
- ・ 役員名簿
- ・ 会員名簿
- ・ 令和2年度事業報告
- ・ 令和2年度決算書
- ・ 令和3年度事業計画
- ・ 令和3年度予算書
- ・ 役員給与規程
- ・ 役員退職手当規程

定款

公益社団法人日本茶業中央会
東京都港区東新橋2-8-5
電話 03-3434-2001

公益社団法人日本茶業中央会定款

平成 25 年 4 月 1 日 制 定

令和 3 年 3 月 12 日改 正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本茶業中央会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置き、理事会の決議を経て必要の地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第 3 条 この法人は、お茶の振興に関する基本的方策を樹立し、安全で良質な茶の需給関係の総合的改良発達を推進するとともに、茶文化の振興を図ることにより、茶業の健全な発展及び国民生活の豊かさの向上実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 茶業及び茶文化の振興に関する関係機関への提言に関すること。
- (2) 茶の需要の拡大、計画的な生産等茶の需給の安定に係る総合的施策の推進に関すること。
- (3) 茶の生産、流通及び加工の合理化に関すること。
- (4) 安全安心な信頼性の高い茶の供給体制の整備に関すること。
- (5) 国際的な視点に立った日本茶の振興と日本茶文化の普及に関すること。
- (6) 茶に関する情報の収集、機能性等の調査研究とその活用に関すること。
- (7) 消費者に向けた、茶の健康的、文化的等の情報提供に関すること。
- (8) 茶業に関する団体相互の連携、協調に関すること。
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

(規 約)

第 5 条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、規約で定める。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 この法人を構成する会員は、正会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員は全国をその地区とする茶業に関する団体及びそれ以外の茶業に関する団体であって理事会の承認を受けたものとする。
- (2) 賛助会員は本会の事業を賛助する個人又は団体であって理事会の承認を受けたものとする。

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(加 入)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により加入申込書を提出しようとする者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の場合は定款又はこれに代わるべき規程及び代表者の氏名及び住所を記載した書面
- (2) その他この法人が必要と認めた書類

(任意脱退)

第8条 会員は、脱退の申し出を行うことにより任意にいつでも脱退することができる。

(除 名)

第9条 この法人は、会員が次の各号の1に該当するときは、総会の決議を経て、その会員を除名することができる。この場合にはこの法人は、その総会の開催日の7日前までにその会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この法人の事業を妨げ、又はこの法人の名誉を損する行為をしたとき。
- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為をしたとき。

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第11条の納入義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散又は死亡したとき。

(会 費)

第11条 会員は、毎年総会で定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、いかなる場合においてもこれを返還しない。

(届出)

第12条 団体である会員は、その名称若しくは代表者の氏名又は住所に変更があったときは遅滞なく、この法人にその旨を届け出なければならない。

2 団体である会員は、あらかじめ、その代表者として権利を行使する者をこの法人に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

第3章 総会

(開催)

第13条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席正会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めたとき

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき

(総会の招集)

第15条 総会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、各理事が総会を招集する。

(総会の決議方法等)

第16条 総会は、正会員総数の過半数に当たる正会員が出席しなければ開くことができない。

2 正会員は、総会において、正会員1名につき1個の議決権を有する。

3 総会の議事は、第18条に規定する場合を除き出席した正会員の議決権の過半数で決する。

(総会の決議事項)

第17条 総会で決議するものとして法令又は、この定款において別に定める事項のほか次の事項は総会の決議を経なければならない。

(1) 会費の額及びその徴収方法の決定又は変更

(2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給基準

(3) 定款の変更

- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 規約の制定又は改廃

(特別決議)

第 18 条 次の事項は、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任

(代理及び書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第 19 条 正会員は、あらかじめ通知された事項につき、代理人、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面又は電磁的方法により議決権を行使する場合は、その内容が総会の日の前日までにこの法人に到達しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が記名し、押印するものとする。
- 3 議事録は、主たる事務所に備えつけておかなければならない。

第 4 章 役員等

(役員の数及び選任)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 22 人以上 26 人以内
- (2) 監事 3 人以内

- 2 理事及び監事は、総会において正会員である団体の役員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員である団体の役員以外から理事 5 人以内を選任することができる。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

- 4 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 この法人の監事は、他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者であってはならない。
- 7 理事のうちから会長1人、副会長2人、専務理事1人を理事会の決議によって選定する。
- 8 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の職務)

第22条 会長は、この法人を代表し、この法人の職務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、専務理事は会長及び副会長を補佐するとともに事務局を統括して会務を処理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、職務を執行する。
- 4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員による理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

(辞任又は任期満了の場合)

第24条 任期満了又は辞任により、理事又は監事数がその定数を欠くに至った場合は、退任した理事又は監事はその後任者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(解 任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議を経て解任することができる。

(報 酬)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長及び常勤の理事には総会の決議を経て報酬を支払うことができる。

(顧 問)

第 27 条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が選任する。
- 3 顧問は無報酬とする。
- 4 顧問は、この法人の重要事項について会長の諮問に応ずる。

第 5 章 理 事 会

(理 事 会)

第 28 条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選任する。
- 6 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決する。
- 7 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名し、押印するものとする。

第 6 章 専 門 委 員 会

(専 門 委 員 会)

第 30 条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

第 7 章 事 務 局

(事 務 局 及 び 職 員)

第 31 条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程は、理事会の決議を経て会長が別に定める。
- 3 職員は、会長が任免する。

第 8 章 資 産 及 び 会 計

(事 業 年 度)

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 会長は、毎事業年度開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第 1 項の規定により報告され、又は承認を受けた書類の他、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 35 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 37 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（ 公益認定の取消し等に伴う贈与 ）

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（ 残余財産の帰属 ）

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

（ 公告の方法 ）

第 40 条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は榛村純一、副会長は田中鉄男と鈴木毅志、専務理事は柳澤興一郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

| 役職名 | 氏 名 | 所 属 等 |
|------|---------|----------------------------|
| 代表理事 | 上川 陽子 | 公益社団法人静岡県茶業会議所会頭 |
| 理 事 | 吉田 利一 | 全国茶生産団体連合会会長 |
| 理 事 | 成岡 揚蔵 | 全国茶商工業協同組合連合会理事長 |
| 理 事 | 森山 修実 | 公益社団法人日本茶業中央会専務理事 |
| 理 事 | 長峰 宏芳 | 一般社団法人埼玉県茶業協会会長 |
| 理 事 | 松永 大吾 | 静岡県経済農業協同組合連合会経営管理委員会委員長 |
| 理 事 | 中村 厚司 | 三重県茶業会議所副会頭 |
| 理 事 | 桐明 和久 | 福岡県茶生産組合連合会副会長 |
| 理 事 | 坂元 修一郎 | 一般社団法人鹿児島県茶生産協会会長 |
| 理 事 | 君野 信太郎 | 東京都茶協同組合理事長 |
| 理 事 | 安田 伸 | 三重県茶商工業協同組合理事長 |
| 理 事 | 森下 康弘 | 京都府茶協同組合理事長 |
| 理 事 | 伊藤 重範 | 大阪府茶業協同組合理事長 |
| 理 事 | 澤田 了三 | 鹿児島県茶商業協同組合理事長 |
| 理 事 | 桐島 俊昭 | 日本茶輸出組合理事長 |
| 理 事 | 佐々木 余志彦 | 公益社団法人静岡県茶業会議所副会頭 |
| 理 事 | 堀井 長太郎 | 公益社団法人京都府茶業会議所会頭 |
| 理 事 | 柚木 弘文 | 公益社団法人鹿児島県茶業会議所会頭 |
| 理 事 | 寺園 昌昭 | 公益社団法人鹿児島県茶業会議所専務理事 |
| 理 事 | 鎌田 隆郎 | 三重県茶業会議所会頭 |
| 理 事 | 橋本 俊治 | 株式会社伊藤園副会長 |
| 理 事 | 西本 正三 | サントリー食品インターナショナル株式会社常務執行役員 |
| 理 事 | 佐伯 光則 | 三井農林株式会社代表取締役社長 |
| 理 事 | 櫻井 幸子 | 公益財団法人国際茶道文化協会評議員 |
| 理 事 | 阿部 啓子 | 東京大学大学院農学生命研究科特任教授 |
| 理 事 | 中嶋 康博 | 東京大学大学院農学生命研究科教授 |
| 監 事 | 石川 和弘 | 静岡県経済農業協同組合連合会常務理事 |
| 監 事 | 富田 清治 | 愛知県茶商工業協同組合理事長 |
| 監 事 | 伊藤 智尚 | 公益社団法人静岡県茶業会議所専務理事 |

会 員 名 簿

| 団 体 等 名 | 郵便番号 | 所 在 地 |
|---------------------|----------|-------------------------|
| 全国茶生産団体連合会 | 101-0047 | 東京都千代田区内神田1-1-12コープビル9F |
| 全国茶商工業協同組合連合会 | 420-0005 | 静岡市葵区北番町81 茶業会館 |
| 日本茶輸出組合 | 420-0005 | 静岡市葵区北番町17 (有)へリヤ商会内 |
| 公益社団法人静岡県茶業会議所 | 420-0005 | 静岡市葵区北番町81 茶業会館 |
| 公益社団法人京都府茶業会議所 | 611-0021 | 宇治市宇治折居25-2宇治市茶業会館内 |
| 公益社団法人鹿児島県茶業会議所 | 891-0122 | 鹿児島市南栄3-12 |
| 三重県茶業会議所 | 514-0003 | 津市桜橋1-649農業共済会館内 |
| 株式会社伊藤園 | 151-8550 | 東京都渋谷区本町3-47-10 |
| サントリー食品インターナショナル(株) | 104-0031 | 東京都港区芝浦3-1-1 |
| 三井農林(株) | 105-8427 | 東京都港区西新橋1-2-9 |

令和2年度事業報告

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

1 令和2年度事業報告

I 茶業の概況

ア 生産の概況

(ア) 茶栽培面積

全国の茶栽培面積は、3万9100haで前年に比べ1500ha減少した。地域的に見ると減少した県は静岡県△700ha、三重県△70ha、佐賀県△44ha、熊本県△50ha、佐賀県△44haとなっている。

| 年 | 栽培面積 (ha) | | | 摘採面積 (ha) | |
|------|-----------|-----|-----|-----------|--------|
| | 合計 | 専用園 | 兼用園 | 実面積 | 延面積 |
| 令和2年 | 39,100 | | — | 34,300 | 77,800 |
| 令和元年 | 40,600 | | — | 32,400 | 79,100 |
| 前年比% | 96 | — | — | 106 | 98 |

資料：1農林水産省作物統計（面積）による。摘採面積は11主産県調査の計である。

(イ) 荒茶生産量

主産県の荒茶生産量は、1番茶は横ばいであったものの、全体69,800tで前年に比べ9%減少している。

| 年度 | 計 t | 一番茶 t | 二番茶 t | 三番茶 t | 四番茶 t | 秋冬春番茶 T |
|------|--------|----------|----------|----------|----------|------------|
| 令和2年 | 69,800 | 27,500 | — | — | — | — |
| 令和元年 | 76,500 | 27,800 | — | — | — | — |
| 前年比% | 91 | 99 | — | — | — | — |

資料：農林水産省作物統計（作況）による。年計、茶期別は11主産県調査の計である。

(ウ) 茶種別生産量

生産量が減少する中、茶種別にみると玉露は対前年222%に増加したものの、他の茶種は対前年1～3割減少した。

| 年 | 計 t | 玉露 t | かぶせ茶 t | てん茶 t | 普通せん茶 t | 玉緑茶 t | 番茶 t | その他 t |
|-------|--------|---------|-----------|----------|------------|----------|---------|----------|
| 令和2年 | 68,121 | 492 | 2,245 | 2,736 | 36,863 | 1,825 | 21,608 | 1,987 |
| 令和元年 | 79,354 | 222 | 3,303 | 3,464 | 42,399 | 2,217 | 25,421 | 2,213 |
| 前年比 % | 86 | 222 | 68 | 79 | 87 | 82 | 85 | 90 |

資料：全国茶生産団体連合会調査による。

(参考)

| | 主産府県 t | その他県 t | 全 国 t | 備 考 |
|------|-----------|-----------|----------|---------------|
| 平成10 | 78,700 | 3,900 | 82,600 | 主産14府県調査 |
| 15 | 86,805 | 5,095 | 91,900 | 全県調査 |
| 20 | 93,500 | 2,000 | 95,500 | 主産16府県調査 |
| 21 | 83,945 | 2,055 | 86,000 | 全県調査 |
| 22 | 83,000 | 2,000 | 85,000 | 主産16府県調査その他推計 |
| 23 | 82,100 | - | - | 主産16府県調査 |
| 24 | 85,900 | - | - | 主産16府県調査 |
| 25 | 82,800 | 2,000 | 84,800 | 主産16府県調査その他推計 |
| 26 | 81,931 | 1,569 | 83,500 | 全県調査 |
| 28 | 77,100 | 3,100 | 80,200 | 主産12府県調査その他推計 |
| 29 | 78,800 | 3,100 | 80,200 | 主産12府県調査その他推計 |
| 30 | 81,500 | 3,100 | 86,300 | 主産11府県調査その他推計 |
| 令和元 | 76,500 | 5,200 | 81,700 | 主産11府県調査その他推計 |
| 2 | 65,536 | 4,264 | 69,800 | 全県調査 |

資料： 1 農林水産省統計部による。

2 主産16府県；茨城、埼玉、静岡、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、奈良、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島

3 主産11府県；埼玉、静岡、愛知、三重、京都、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島

イ 荒茶価格（煎茶）

全生連調査によると対前年比では、3番茶葉は、おおむね横ばいであるものの、他の茶期とも価格は低下している。

単位；円/kg、%

| | 一番茶 | 二番茶 | 三番茶 | 四番茶 | 冬春秋番茶 |
|-----------|-------|-------|-----|-----|-------|
| 平成5 | 2,970 | 1,026 | 780 | 612 | 392 |
| 10 | 2,442 | 1,172 | 700 | 660 | 284 |
| 15 | 2,868 | 1,085 | 678 | 795 | 325 |
| 20 | 2,396 | 883 | 565 | 588 | |
| 21 | 2,250 | 715 | 370 | 290 | |
| 22 | 2,645 | 780 | 374 | 402 | |
| 23 | 2,438 | 844 | 570 | 572 | |
| 24 | 2,223 | 838 | 604 | 509 | |
| 25 | 2,188 | 781 | 444 | 388 | |
| 26 | 2,199 | 683 | 340 | 346 | |
| 27 | 1,994 | 671 | 405 | 290 | |
| 28 | 2,129 | 764 | 568 | 329 | |
| 29 | 2,255 | 868 | 679 | 364 | |
| 30 | 1,910 | 781 | 445 | 367 | |
| 令和元A | 1,872 | 624 | 362 | 327 | |
| 2 B | 1,710 | 512 | 359 | 308 | |
| 前年比 B/A % | 91 | 82 | 99 | 94 | |

資料： 全国茶生産団体連合会調査による。

ウ 消費の動向

(ア) 茶需要量

- ① 令和2年の茶需要量は、供給ベースから推定すると6万8千tとなっている。
供給内容をみると、輸出量は3%伸びたものの、国内生産量は9%減、輸入量も11%減となった。また、1人当たり消費量も15%減となった。

| 区分 年 | 国内生産量 A t | 輸入量 B t | 輸出量 C t | 国内消費量 A+B-C=D t | 人口 E 千人 | 一人当たり消費量 D/E g |
|---------|-----------------|---------------|---------------|-----------------------|---------------|----------------------|
| 平成5年 | 92,100 | 5,481 | 305 | 97,276 | 124,764 | 780 |
| 10 | 82,600 | 6,399 | 652 | 88,347 | 126,486 | 698 |
| 15 | 91,900 | 10,242 | 760 | 101,382 | 127,619 | 794 |
| 20 | 95,500 | 7,326 | 1,701 | 101,125 | 127,692 | 792 |
| 22 | 85,000 | 5,906 | 2,232 | 88,674 | 128,056 | 692 |
| 23 | 82,100 | 5,393 | 2,387 | 85,106 | 127,799 | 666 |
| 24 | 85,900 | 5,473 | 2,351 | 89,022 | 127,515 | 698 |
| 25 | 84,800 | 4,875 | 2,942 | 86,733 | 127,298 | 681 |
| 26 | 83,500 | 4,180 | 3,516 | 84,164 | 127,083 | 662 |
| 27 | 79,500 | 3,473 | 4,127 | 78,846 | 127,110 | 620 |
| 28 | 80,200 | 3,618 | 4,108 | 79,710 | 126,933 | 628 |
| 29 | 82,000 | 3,970 | 4,642 | 81,328 | 126,706 | 641 |
| 30 | 86,300 | 4,730 | 5,102 | 85,928 | 126,443 | 680 |
| 令和元年 | 81,700 | 4,390 | 5,108 | 80,982 | 126,167 | 641 |
| 2 | 69,800 | 3,917 | 5,274 | 68,443 | 125,708 | 545 |

資料：1 農林水産省統計部による。

2 輸出入量は財務省貿易統計による。

3 人口は総務省調査（推計人口）各年10月1日現在による。

なお27年人口は国勢調査速報値である。（暫定値）

- ② 緑茶飲料は平成10年に60万kl台となり、以降急増したが、平成18年248万klとなり以降横ばいで推移したが近年はやや増加傾向にある。
令和2年度の緑茶系飲料向け原料を推計すると3万1184t、国内供給量(消費量)の46%にあたる。

| (参考) 原料換算 (試算値) | | | | | | |
|-----------------|-------------|--------|----------------|-------|----------------|----------|
| 年次 | 緑茶 | | 混合茶 | | 原料使用量合計 (t) | 前年比 % |
| | (推定原料使用率1%) | | (推定原料使用率0.15%) | | | |
| | (千kl) | (t) | (千kl) | (t) | | |
| 昭和63年 | 18.0 | 180 | | | | |
| 平成元年 | 30.0 | 300 | | | | |
| 5 | 266.0 | 2,660 | 22.5 | 34 | 2,694 | |
| 10 | 617.0 | 6,170 | 950.0 | 1,425 | 7,595 | 126.5 |
| 15 | 1715.9 | 17,159 | 831.7 | 1,248 | 18,407 | 105.3 |
| 18 | 2481.1 | 24,811 | 790.1 | 1,185 | 25,996 | 97.1 |
| 19 | 2457.7 | 24,577 | 881.0 | 1,322 | 25,899 | 99.6 |
| 20 | 2431.2 | 24,312 | 822.0 | 1,233 | 25,545 | 98.6 |
| 21 | 2382.9 | 23,829 | 791.6 | 1,187 | 25,016 | 97.9 |
| 22 | 2356.5 | 23,565 | 769.1 | 1,154 | 24,719 | 98.8 |
| 23 | 2360.0 | 23,600 | 726.0 | 1,089 | 24,689 | 99.9 |
| 24 | 2454.0 | 24,540 | 704.0 | 1,123 | 25,663 | 103.9 |
| 25 | 2528.0 | 25,280 | 704.0 | 1,123 | 26,403 | 102.9 |
| 26 | 2548.0 | 25,480 | 708.0 | 1,129 | 26,609 | 100.8 |
| 27 | 2675.0 | 27,010 | 708.0 | 1,122 | 28,132 | 105.7 |
| 28 | 2850.0 | 28,495 | 703.0 | 1,111 | 29,606 | 105.2 |
| 29 | 2930.0 | 29,321 | 690.0 | 1,090 | 30,411 | 102.7 |
| 30 | 3018.0 | 30,201 | 656.0 | 1,036 | 31,237 | 102.7 |
| 令和元年 | 3027.0 | 30,292 | 617.0 | 974 | 31,266 | 100.1 |
| 2 | 3032.0 | 30,338 | 536.0 | 846 | 31,184 | 99.7 |

緑茶ドリンク等の生産動向

| 年次 | 千kl | | | |
|------|-------|-------|-------|-----|
| | 緑茶 | ウーロン茶 | 紅茶 | 混合茶 |
| 5 | 266 | 1,185 | 600 | 23 |
| 10 | 617 | 1,220 | 996 | 950 |
| 15 | 1,715 | 1,167 | 795 | 832 |
| 20 | 2,431 | 877 | 1,030 | 822 |
| 22 | 2,356 | 834 | 1,160 | 769 |
| 23 | 2,360 | 684 | 1,124 | 726 |
| 24 | 2,454 | 670 | 1,096 | 704 |
| 25 | 2,528 | 642 | 1,014 | 704 |
| 26 | 2,576 | 590 | 963 | 731 |
| 27 | 2,660 | 608 | 940 | 723 |
| 28 | 2,766 | 571 | 944 | 738 |
| 29 | 2,846 | 563 | 1,020 | 749 |
| 30 | 2,931 | 523 | 1,025 | 711 |
| 令和元年 | 2,945 | 479 | 1,173 | 667 |
| 2 | 2,951 | 383 | 1,088 | 579 |
| 前年比% | 100 | 80 | 93 | 87 |

資料：日刊経済通信社調査による。

(イ) 緑茶の家計内購入量

一般家庭における緑茶の購入量は、平成5年の1,335gをピークに、その後減少傾向で推移していたが令和2年は827gと対前年5%増となっている。

また、一世帯当り緑茶購入金額は平成15年に6千円台に、その後漸減していたものの、令和2年は3,817円と前年並みである。一方、茶飲料の購入金額は平成15年の4,658円から漸増していたものが、令和2年は7,676円と対前年2%減となっている。

| 区分 年度 | 茶飲料 購入額 円 | 購入量 g | 同1人当たり g | 金額 円 | 同1人当たり 円 | 100g当たり 平均単価 円 | 世帯 人員 人 |
|----------|-----------------|----------|-------------|---------|-------------|----------------------|---------------|
| 平成5 | - | 1,335 | 383 | 7,131 | 2,043 | 534 | 3.49 |
| 10 | - | 1,284 | 388 | 7,028 | 2,122 | 547 | 3.31 |
| 15 | 4,658 | 1,139 | 355 | 6,171 | 1,922 | 542 | 3.21 |
| 20 | 5,655 | 992 | 319 | 5,073 | 1,631 | 511 | 3.11 |
| 22 | 5,889 | 948 | 307 | 4,424 | 1,432 | 467 | 3.09 |
| 23 | 5,889 | 975 | 318 | 4,591 | 1,495 | 404 | 3.07 |
| 24 | 5,867 | 889 | 291 | 4,300 | 1,405 | 484 | 3.06 |
| 25 | 6,052 | 874 | 256 | 4,288 | 1,254 | 490 | 3.42 |
| 26 | 5,979 | 892 | 294 | 4,174 | 1,378 | 468 | 3.03 |
| 27 | 6,146 | 843 | 279 | 4,083 | 1,352 | 484 | 3.02 |
| 28 | 6,632 | 849 | 284 | 4,168 | 1,394 | 490 | 2.99 |
| 29 | 6,631 | 850 | 285 | 4,103 | 1,377 | 482 | 2.98 |
| 30 | 7,172 | 798 | 268 | 3,879 | 1,302 | 486 | 2.98 |
| 令和元 | 7,845 | 791 | 266 | 3,780 | 1,273 | 478 | 2.97 |
| 2 | 7,676 | 827 | 280 | 3,817 | 1,294 | 461 | 2.95 |
| 前年比% | 98 | 105 | 105 | 101 | 102 | 96 | |

資料： 総務省家計調査による。

エ 茶の輸出入

(ア) 輸出

緑茶の輸出については、海外での日本食ブーム、茶の機能性への関心の高まりから、平成5年以降増加傾向にあり、平成17年に1千t台、30年以降は5千t台、令和2年には5,274tの輸出量となっている。

主な輸出国は、アメリカ1,941t(前年1,485t)で全体の37%を占めているほか、台湾1,407(1,389)、ドイツ307(346)、シンガポール239(324)、マレーシア218(223)、タイ196(231)、カナダ163(162)、ホンコン135(143)となっている。

輸出国数は年々増加しており16年39カ国、24年58カ国、令和2年78カ国となっている。輸出金額については平成16年17億円から世界的なコロナ禍にも関わらず令和2年162億円にまで増加している。

緑茶の輸出量

t、百万円；%

| | 元年 | 5年 | 10年 | 15年 | 20年 | 25年 | 30年 | 令和元年 | 2年 |
|------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|--------|--------|--------|
| 輸出量 | 635 | 305 | 652 | 760 | 1,701 | 2,942 | 5,102 | 5,108 | 5,274 |
| 対前年比 | - | - | - | - | 105 | 125 | 110 | 100 | 103 |
| 輸出額 | - | - | - | - | 3,344 | 6,610 | 15,333 | 14,642 | 16,188 |
| 対前年比 | - | - | - | - | - | - | 107 | 95 | 111 |

資料：財務省通関統計による。

令和2年輸出国別、輸出数量、金額

t；百万円

| 国名 | 数量 | 金額 |
|-------------|-------|--------|
| 合計(その他の国含む) | 5,274 | 16,188 |
| アメリカ | 1,941 | 8,436 |
| 台湾 | 1,407 | 1,550 |
| ドイツ | 307 | 1,162 |
| シンガポール | 239 | 743 |
| ホンコン | 135 | 571 |
| カナダ | 163 | 660 |
| タイ | 196 | 436 |
| インドネシア | 80 | 147 |

資料：財務省通関統計による。

(イ) 輸入

緑茶の輸入については、緑茶飲料等の需要動向を反映して増加し、13年には過去最高の17,739tであった。その後は18年まで1万t台で推移したが、19年以降1万t台を割り、25年以降3千~5千tに減少し、令和2年は3,917tになっている。主な輸入国は、中国3,386t(全体の86%)、オーストラリア207t(5%)、ベトナム215t(5%)である。

緑茶の輸入量

t；%

| | 元年 | 5年 | 10年 | 15年 | 20年 | 25年 | 30年 | 令和元年 | 2年 |
|------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 輸入量 | 2,854 | 5,481 | 6,399 | 10,242 | 7,326 | 4,875 | 4,730 | 4,390 | 3,917 |
| 対前年比 | - | - | - | - | - | - | 119 | 93 | 89 |

資料：財務省通関統計による。

II 事業の概要

本会が令和2年度に行った一般事業の主なものは次の通りである。

1) 諸会議の開催

1 理事会の開催について

理事会を下記により開催し、議案についてそれぞれ審議、可決承認した。

① 令和2年度第1回理事会の開催について

1 開催日 令和2年6月1日(月)

2 提出議案及び決議事項

理事会をコロナウィルス感染拡大の状況を踏まえて、法律、定款の規定に基づき書面決議により行った。

第1号議案 平成30年度事業報告及び収支決算報告承認に関する件
「提案事項」

令和2年5月26日、会長上川陽子が理事会の全員に対して上記理事会の目的である事項について提案書を発し、令和2年6月1日までに全員の理事から同意の意思表示を得たので、一般社団法人に関する法律第96条及び定款第28条第7項の規定に基づき、理事会への報告があったものとみなされた。

「決議事項」

令和2年5月26日、会長上川陽子が理事会の全員に対して上記理事会の目的である事項について提案書を発し、令和2年6月1日までに全員の理事から同意の意思表示を得たので、一般社団法人に関する法律第96条及び定款第28条第7項の規定に基づき、当該提案を理事会の決議があつものとみなされた。すべての議案が承認された。

② 第2回理事会の開催について

1 開催日 令和3年3月12日(金)

2 提出議案及び承認

理事会をコロナウィルス感染拡大の状況を踏まえて、Web会議で実施した。

第1号議案 新規会員の加入承認に関する件

第2号議案 定款変更に関する件

第3号議案 輸出促進のための委員会設置の件

第4号議案 日本茶輸出口ゴマーク使用許諾規定の整備に関する件

③ 令和2年度第3回理事会の開催について

1 開催日 令和3年3月31日(水)

2 提案事項及び承認

理事会をコロナウィルス感染拡大の状況を踏まえて、Web 会議で実施した。

第 1 号議案 令和 3 年度事業計画及び収支予算決定承認に関する件

第 2 号議案 令和 3 年度会費賦課徴収方法決定承認に関する件

第 3 号議案 令和 3 年度役員報酬決定承認に関する件

2 総会

① 通常総会(書面)の開催について

1 開催日 令和 2 年 6 月 22 日

2 提出議案及び決議事項

第 1 号議案 令和元年度事業報告及び収支決算報告承認に関する件

第 2 号議案 役員の一部変更に関する件

「提案事項」

令和 2 年 6 月 8 日、会長上川陽子が会員の全員に対して上記通常総会の目的である事項について提案書を発し、令和 2 年 6 月 22 日までに全員の会員から同意の意思表示を得たので、一般社団法人に関する法律第 59 条に基づき、総会への報告があったものとみなされた。

「決議事項」

令和 2 年 6 月 8 日、会長上川陽子が総会の全員に対して上記総会の目的である事項について提案書を発し、令和 2 年 6 月 22 日までに全員の会員から同意の意思表示を得たので、一般社団法人に関する法律第 58 条 1 項の規定に基づき、当該提案を理事会の決議があったものとみなされた。すべての議案が承認された。次の者が理事に選任された。

理事 中村 厚司、寺園 昌昭

② 臨時総会(書面)の開催について

1 開催日 令和 2 年 9 月 15 日

2 提出議案及び決議事項

第 1 号議案 役員の一部変更に関する件

「提案事項」

令和 2 年 9 月 1 日、会長上川陽子が会員の全員に対して上記通常総会の目的である事項について提案書を発し、令和 2 年 9 月 15 日までに全員の会員から同意の意思表示を得たので、一般社団法人に関する法律第 59 条に基づき、総会への報告があったものとみなされた。

「決議事項」

令和 2 年 9 月 1 日、会長上川陽子が総会の全員に対して上記総会の目

的である事項について提案書を発し、令和2年9月15日までに全員の会員から同意の意思表示を得たので、一般社団法人に関する法律第58条1項の規定に基づき、当該提案を理事会の決議があったものとみなされた。すべての議案が承認された。次の者が理事に選任された。

理事 松永 大吾、柚木 弘文

③ 臨時総会の開催について

- 1 開催日 令和3年3月12日(金)
- 2 提案議案及び承認

総会をコロナウィルス感染拡大の状況を踏まえて、Web会議で実施した。

第1号議案 新規会員の加入承認に関する件

第2号議案 定款変更に関する件

第3号議案 輸出促進のための委員会設置の件

第4号議案 日本茶輸出ロゴマーク使用許諾規定の整備に関する件

④ 臨時総会の開催について

- 1 開催日 令和3年3月31日(水)
- 2 提案議案及び承認

総会をコロナウィルス感染拡大の状況を踏まえて、Web会議で実施した。

第1号議案 令和3年度会費賦課徴収方法決定承認に関する件

第2号議案 令和3年度役員報酬決定承認に関する件

第3号議案 新会員の新規理事及び学識理事の選任に関する件

3 六団体長会議等

① 令和2年度茶業功績者表彰委員会及び第1回六団体長会議等

コロナウィルス感染拡大の状況を踏まえて、Web会議で実施した。

- 1 開催期日 令和2年10月5日(月)
- 2 協議事項及び決定

* 令和2年度茶業功績者(日本茶 Next Generation 大賞部門を含む)の選考について(委員会)

* 第74回全国お茶まつり茶業振興大会における宣言案

* 茶業の現状を踏まえた中央会組織の今後の活動方針等について

② 執行役員会議

コロナウィルス感染拡大の状況を踏まえて、Web会議で実施した。

- 1 開催日 令和2年11月10日(火)、12月9日(水)、1月8日(金)
- 2 協議事項

* (公社)日本茶業中央会の組織等について

* 新規会員候補、新規理事等について

③ 第2回六団体長会議

コロナウィルス感染拡大の状況を踏まえて、Web会議で実施した。

1 開催期日 令和2年12月18日(金)

2 協議事項

* 新規会員等の加入、新規学識理事の役割と理事数について

④ 第3回六団体長会議

コロナウィルス感染拡大の状況を踏まえて、Web会議で実施した。

1 開催期日 令和3年2月16日(火)

2 協議事項

* 新規会員の加入、及び定款変更(案)の方針決定について

4 補助事業実施への参画(日本茶業中央会:協議会事務局)

① 令和2年度日本茶業体制強化推進協議会総会

総会をコロナウィルス感染拡大の状況を踏まえて、Web会議で実施した。

1 開催日時 令和2年5月27日(水)

2 議案

* 平成31年度(令和元年)事業成果報告及び決算報告承認について

* 令和2年度収支予算及び会費賦課徴収方法決定承認について

* 旅費規程の一部改正について

② 令和2年度日本茶業体制強化推進協議会第1回検討会及び補正事業打ち合わせ

コロナウィルス感染拡大の状況を踏まえて、Web会議で実施した

1 開催日時 令和2年8月18日(火)

2 協議事項 令和2年度本予算事業及び補正事業の推進について

③ 令和2年度日本茶業体制強化推進協議会第2回検討会及び補正事業打ち合わせ

コロナウィルス感染拡大の状況を踏まえて、Web会議で実施した

1 開催日 令和3年2月18日(木)

2 協議事項 令和2年度本予算事業及び補正事業の成果報告
及び令和3年度事業計画について

5 関係機関との連携

① 杉山彦三郎翁顕彰会役員会(書面決議)

1 開催期日 令和2年4月23日(木)

2 議題

* 令和元年度事業報告・決算

* 平成2年度事業計画・予算

* 杉山賞表彰者の選考

- ② 日本茶業学会
表彰委員会(メール会議方式)
- 1 開催期日 令和2年7月17日(金)
 - 2 議題
 - * 日本茶業学会功労賞並びに日本茶業学会奨励賞について
- ③ 生産県会議(農水省主催)
- 1 開催期日 令和3年1月27日(水)
 - 2 開催場所 農林水産省会議室
 - 3 概要
 - * 茶関係予算、茶をめぐる情勢、輸出拡大実行戦略等を農水省より情報提供、茶関係団体から取組等の情報提供を行い、意見交換を行った。
- ④ 日本茶輸出促進協議会
- ア 総会(書面決議)
- 1 開催期日 令和2年5月28日(木)
 - 2 開催場所 日本茶輸出促進協会事務所内
 - 3 概要
 - * 平成31(令和元年度)度事業報告及び会計報告
 - * 令和2年度事業計画・収支予算及び会費の決定等
- イ 運営委員会
- 1 開催期日 令和3年3月18日(水)
 - 2 開催場所 ForumS+汐留会議室A
 - 3 概要
 - Web会議方式で実施
 - * 補助事業の実施報告と実施計画
- ⑤ 自民党茶業議員連盟の定例総会
- 1 開催日 令和2年9月28日(月)
 - 2 開催場所 自民党本部会議室
 - 3 概要
 - * 農水省から「令和3年度茶業関係予算概算要求」「茶業をめぐる状況等について」を説明、茶業団体から茶業全般について要望。これらも踏まえ茶業振興に関する決議が行われた。

2) 第74回全国お茶まつり鹿児島大会について

ア 鹿児島県及び鹿児島県茶業団体並びに全国茶業関係団体と共催した第74回全国お茶まつり大会は、お茶まつり消費拡大イベント、大会式典等は中止されたが、全国茶品評会は実施された。

| 行事内容 | 日程 | 会場 |
|---------------|------------------------|--------------|
| 全国茶品評会 | | |
| (1)出品茶審査会 | 令和2年8月25日(火) ～28(金) | オロシシティホール |
| (2)擬賞会議 | 令和2年8月28日(金) | オロシシティホール |
| (3)出品茶入札販売会 | 令和2年9月24, 25日 | オロシシティホール |
| 全国茶品評会表彰式典 | 令和2年11月3日 | 鹿児島サンロイヤルホテル |

イ 令和2年度茶業功績者の表彰

令和2年度茶業功績者について、次の方々の表彰を行った。

| 氏名 | 現住所 | 茶業団体等役職及び職歴 | 業績概要等 |
|----------------------------|------|---|--|
| ごとう まさよし 後藤 正義 (78歳) | 鹿児島県 | 前(公社)日本茶業中央 会理事 前全国茶生産団連合会 副会長 前(一社)鹿児島県茶生 産協会会長 現南九州市茶業振興会 会長 | ・全国茶生産団体連合会副会長として茶の生産振興、団体の運営に尽力 ・長きにわたり鹿児島県茶生産協会の要職をつとめ鹿児島茶の生産振興、品質改善、茶業の経営の安定向上に貢献 ・地元南九州市知覧町において茶業経営に取組、優良茶生産技術習得・普及につとめ南九州市で生産される茶の銘柄を「知覧茶」に統一し、全国ブランド化に貢献 |

| | | | |
|---|-------------|--|--|
| <p>こまつ やすお 小松 保夫 (71 歳)</p> | <p>福岡県</p> | <p>元全国茶生産青年団副会長 元福岡県茶生産組合連合会副会長 元福岡県茶業振興推進協議会理事</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・全国茶生産青年団副団長として全国の業後継者の交流・連携を推進し、茶生産・製造技術の向上に貢献 ・長年にわたり福岡県生産連の役員として茶の生産振興、品質改善、茶業経営の改善等に積極的に取り組み、八女茶の銘柄確立に貢献 ・茶の生産の省力化、効率化のため共同 茶工場の再編統合を推進し、八女茶の生産体制強化に貢献 |
| <p>いけだ 池田 こういち 耕一 (72 歳)</p> | <p>鹿児島県</p> | <p>前(公社)日本茶業中央会理事 前全国茶商工業協同組合連合会副理事長 前鹿児島県茶商業協同組合理事長 前(公社)鹿児島県茶業会議所副会頭</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・米国に現地法人を設立する等、国内外の販路拡大に尽力し、輸出向け抹茶専用工場を新設するなど、時流に沿った事業運営を推進し、県内茶業界の先駆的存在として貢献 ・長年にわたり鹿児島県茶商業協同組合の役員として組合の運営に尽力し、県内茶業界の発展に貢献 ・「かごしま茶」の市場拡大のため、県内外イベントを積極的に開催し、組合員の能力向上等に尽力し、組合の基盤形成に貢献 ・全国団体の役員として体制整備や国内外の販売促進に尽力 |
| <p>たか き 高 木 まさお 雅生 (65 歳)</p> | <p>福岡県</p> | <p>前全国茶商工業協同組合連合会副理事長 前福岡県茶商工業協同組合理事長</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・長きにわたり、福岡県茶商工業協同組合にあって組合の要職を歴任し、組合理事長として組織をまとめ、茶生産団体、行政機関と連携して福岡県茶業界の育成・発展に貢献 ・福岡県茶業界のみならず地域経済団体要職も務め大局的な見地をもって地域発展に尽力 ・全国団体の役員として消費拡大に尽力し茶業振興に貢献 |
| <p>こはた 木幡 かつのり 勝則 (66 歳)</p> | <p>埼玉県</p> | <p>元農林水産省野菜・茶業試験場茶品質化学研究室室長 元農研機構野菜茶業研究所研究管理監 元農研機構野菜茶業研</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・長年にわたり試験研究機関にあって茶の分析法や品質化学の研究に従事し、茶中の品質および健全性に係る色素類の高精度分析法とその評価法を開発するなど多くの研究に貢献 ・全国の試験研究機関と連携し、茶業研究を推進し、全国茶品評会の審査長として茶業界に貢献 |

| | | | |
|---|-------------|--|--|
| | | <p>究所茶業研究監 現日本茶業学会会長</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・茶の国際会議に出席し日本茶の輸出振興に尽力 ・現日本茶業学会の会長として我が国の茶業研究をけん引 |
| <p>まつい 松井 とくゆき 徳之 (65歳)</p> | <p>京都府</p> | <p>現(公社)京都府茶業会議所理事 現(一社)京都府茶生産協議会副会長 現京都やましろ農業協同組合茶業部連絡協議会会長 現京都やましろ農業協同組合和束町茶業部会長</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・長年にわたり京都府茶生産協議会副会長として、組織運営及び後継者の育成に尽力し、宇治茶振興に貢献 ・お茶の淹れ方教室等を開催し消費者の声を聞きそのトレンドを地域生産者へ伝えるなど先を見据えた茶生産に尽力 ・京都府茶業会議所の役員として、京都府の茶業振興、人材の育成指導に尽力 |
| <p>えいふく 永福 きさく 喜作 (70歳)</p> | <p>鹿児島県</p> | <p>前(公社)日本茶業中央会理事 前(公社)鹿児島県茶業会議所会頭 前鹿児島県経済農業協同組合連合会経営管理委員会会長</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・茶の生産者として栽培の機械化、優良品種の導入等経営近代化を推進し、地域のリーダーとして鹿児島県茶業の発展に尽力 ・茶業のみならず農業団体の要職を歴任し、農業全体の振興発展に尽力 ・茶業会議所の会頭としてリーダーシップを発揮し、会員団体を牽引し、かごしま茶の流通販路拡大、知名度向上に貢献 ・全国団体の要職をつとめ、組織の活性化に尽力し、国内茶業の維持発展に貢献 |

令和2年度 茶業功績者のうち「Next Generation 大賞」部門

| 候補者名 | 住所 | 業績概要 | 受賞歴 |
|---|-------------|--|---|
| <p>すぎもと ともね 杉本 知音</p> <p>静岡大学情報学部</p> | <p>静岡県</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・杉本氏は、大学でお茶団体「mirume」を立ち上げ、8代目菊川茶娘としても幅広い日本茶の魅力発信の活動を積極的に実施。 ・世界お茶まつり 2019 年度日本茶喫茶スタイルコンペティション 「静岡茶×花カフェ」で、新たな喫茶スタイル・空間イメージを提案し、最優秀賞を受賞。 ・同デザインを实际「世界お茶まつり 2019 会場内」に再現し、静岡茶の新たな消費を喚起することに貢献。 | <p>世界お茶まつり 2019 「日本茶喫茶スタイルコンペティション」で最優秀賞を受賞</p> |
| <p>いぶすき しょうぎょう 指宿 商業 高校 ICP</p> <p>指宿市立指宿商業高校</p> | <p>鹿児島県</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・[ICP]は、「指宿茶いっぺプロジェクト」の略称であり、平成 24 年度から 3 年生の課題研究活動の一環として実施。 「茶いっぺ(お茶を一杯どうぞ)」プロジェクトは、おもてなしの心を込めて指宿市の良さを幅広く情報を発信する活動を展開。 ・令和元年度は、ICP の団員が浴衣姿で指宿駅にて例年通り呈茶を行ったほか、JR 観光特急「いぶすきのたまて箱」に乗り込み、車内で外国人観光客に手書きのメッセージカードの配布及び呈茶を行い、お茶の PR 活動を実施。 ・レストラン等と連携して商品開発に取り組み、①抹茶とジャンボインゲンを使って開発した「茶飯(ちゃーはん)」は「宮崎県の観光ホテルレストラン」で地産外消、②知覧茶とさつまいもを使ったスイーツは、県内ホテルの結婚披露宴で提供するなど、茶の消費拡大に貢献。 | <p>「第 15 回観光まごころおもてなし表彰」で観光まごころ県民運動会長賞を受賞</p> |

ウ 令和新時代お茶宣言の策定・発出

第74回全国お茶まつり鹿児島県大会のうち茶業振興大会がコロナ禍により中止されたので、大会宣言に代えて、茶業関係団体と連携して令和新時代お茶宣言を策定し、都道府県等茶関係機関にその具現化に向けた取組を要請した。

令和新時代お茶宣言

日本茶は、人々の生活にゆとりと潤いをもたらすかけがえのない食品として、暮らしの中に深く溶け込むとともに、日本人の美意識や心の拠り所、コミュニケーション機会を提供するものとして、日本文化の形成に大きな役割を果たしています。しかしながら、現在、世界的にコロナウィルス感染者が多数発生し、我が国でも4月に緊急事態宣言が出されるなど、社会・経済活動の自粛、行動変容が求められ、お茶を始めあらゆる商品の需要、サービスが縮小し、国民経済全体に悪影響が及んでいます。

私たち、茶の生産、加工・流通に係る者のみならず、消費者・文化人に至るまで一連の繋がりを持つすべての茶関係者は、With コロナの社会・経済状況を踏まえ、来年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機として未来を見つめ、長い年月、磨いてきた技術や文化を活かして、日本茶の魅力や楽しみ方を国の内外に発信して新たな繋がりを創出し、国内需要の回復・輸出の喚起等茶業の振興、日本茶文化の発展を図るため次のことを宣言します。

- 一 私たちは、With コロナにおける消費者の行動変容、インバウンド需要の縮小等の危機をバネにして、デジタル化に取り組み、通信販売の強化、ボトリングティーや各種茶種を活用した新商品開発・販売方法を工夫し、国内外の需要の創出・拡大を図ります。
- 一 私たちは、国連が提唱する「2030年の達成を目指す持続可能な開発目標（SDGs）」を实践するため、日本茶の免疫賦活作用など健康増進や癒しの効果をPRし、生活の質の向上に貢献するとともに、環境保全、生産・加工・流通の高度化の取組を推進します。
- 一 私たちは、国民運動として、和食文化としての日本茶の需要拡大に努めるとともに、日本茶と海外の食とのペアリング等新たな取組を進め、東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、あらゆる場所と機会を通じて日本茶ファンを増やしていきます。
- 一 私たちは、文化人とともにおもてなしの心を育む伝統文化を伝承するとともに、全ての茶関係者が連携して、次代を担う児童・生徒等の茶摘み体験など茶育・食育を推進し、日本茶文化の増進、普及に努めます。

以上、ここに、全ての茶関係者が力を合わせて行動することを宣言します。

令和2年10月5日

3) 茶の審査技術の向上研修会

コロナ禍において Web 方式によりで茶審査技術習得に係る技術講習会を次のとおり開催した。

○ 養成人数

| 区 分 別 人 数 | | 県 別 人 数 |
|------------|-----|------------------|
| 区 分 | 人数 | |
| 生産関係 | 3名 | 静岡2、島根1 |
| 商工関係 | 17名 | 京都8、福岡3、宮崎4、鹿児島2 |
| インストラクター関係 | 3名 | 北海道1、岩手1、福岡1 |
| 計 | 23名 | |

○ 研修会

| 区 分 | 開催時期 | 開 催 場 所 | 人数 | 研 修 内 容 |
|----------|-----------------|-------------|-----|--|
| 茶審査技術研修会 | 令和3年2月4日～ 5日 | Web方式(Zoom) | 23名 | 1 講義(基礎的知識の修得) (1) 茶業情勢、研究動向等 (2) 審査法 2 実習関連知識を習得 (1) 品質評価の解析 (2) 近赤外法による成分分析 解説 等 |

4) 全国的な行事への後援等

全国・県茶品評会、共進会等に対する表彰、後援

全国手もみ茶品評会、各都府県主催の茶品評会、共進会等にそれぞれ会長賞を授与し表彰、後援等を行った。

5) 茶業情報・資料の作成配布

令和2年版「茶関係資料」(A4版 199頁)を茶に関する統計集として作成配布。

6) 茶業文庫の活用

- 1 「蘭字カレンダー」(令和3年用)の作成。
- 2 茶業文庫及び各種図書資料の利用拡大をおこなった。

7) その他本会の目的達成に必要な事業

公益財団法人日本農林漁業振興会主催の農林水産祭に協賛し、各県の品評会の後援、賞状の交付を行った。

公益社団法人 日本茶業中央会 貸借対照表

令和03年3月末日現在

一般会計

(単位：円)

| 科 目 | 当期 | 前期 | 増減 |
|-------------------|------------|------------|-----------|
| I 資産の部 | | | |
| 1 流動資産 | | | |
| 現金預金 | 7,226,288 | 4,854,716 | 2,371,572 |
| 貯蔵品 | 2,131,549 | 2,260,995 | △ 129,446 |
| 立替金 | 49,299 | 95,345 | △ 46,046 |
| 未収入金 | 0 | 24,796 | △ 24,796 |
| 流動資産合計 | 9,407,136 | 7,235,852 | 2,171,284 |
| 2 固定資産 | | | |
| 工具器具備品 | 84,646 | 169,291 | △ 84,645 |
| 事務所保証金 | 7,938,000 | 7,938,000 | 0 |
| 固定資産合計 | 8,022,646 | 8,107,291 | △ 84,645 |
| 資産合計 | 17,429,782 | 15,343,143 | 2,086,639 |
| II 負債の部 | | | |
| 1 流動負債 | | | |
| 未払金 | 4,290 | 12,505 | △ 8,215 |
| 預り金 | 60,975 | 64,596 | △ 3,621 |
| 流動負債合計 | 65,265 | 77,101 | △ 11,836 |
| 2 固定負債 | | | |
| 預り保証金 | 4,420,710 | 4,420,710 | 0 |
| 固定負債合計 | 4,420,710 | 4,420,710 | 0 |
| 負債合計 | 4,485,975 | 4,497,811 | △ 11,836 |
| III 正味財産の部 | | | |
| 1 一般正味財産 | | | |
| | 12,943,807 | 10,845,332 | 2,098,475 |
| 2 指定正味財産 | | | |
| | 0 | 0 | 0 |
| 正味財産合計 | 12,943,807 | 10,845,332 | 2,098,475 |
| 負債及び正味財産合計 | 17,429,782 | 15,343,143 | 2,086,639 |

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成については「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用しています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
定率法
- (3) 消費税等の会計処理
税込方式

2. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

| 科目 | 内容 | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|--------|------|-----------|-----------|--------|
| 工具器具備品 | 書籍 | 5,000,000 | 4,999,999 | 1 |
| 工具器具備品 | パソコン | 225,720 | 141,075 | 84,645 |
| | 合計 | 5,225,720 | 5,141,074 | 84,646 |

(注) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書について

貸借対照表の付属明細書、正味財産増減計算書の付属明細書は、貸借対照表の注記としましたが、記載事項はありません。

公益社団法人 日本茶業中央会 正味財産増減計算書

令和02年4月1日～令和03年3月末日

一般会計

(単位：円)

| 科 目 | 当期 | 前期 | 増減 |
|---------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| ① 受取会費 | [17,818,953] | [17,220,203] | [598,750] |
| 正会員受取会費 | 17,534,000 | 16,934,000 | 600,000 |
| 特別会費 | 284,953 | 286,203 | △ 1,250 |
| ② 事業収益 | [1,906,646] | [2,481,789] | [△ 575,143] |
| 事業収益 | 1,906,646 | 2,481,789 | △ 575,143 |
| ③ 補助金収入 | [0] | [0] | [0] |
| 補助金収入 | 0 | 0 | 0 |
| ④ 雑収益 | [52] | [44] | [8] |
| 受取利息 | 52 | 44 | 8 |
| 経常収益計 | 19,725,651 | 19,702,036 | 23,615 |
| (2) 経常費用 | | | |
| 事業費 | | | |
| 役員報酬 | 3,744,000 | 3,744,000 | 0 |
| 給料手当 | 2,107,467 | 2,107,467 | 0 |
| 賃金 | 126,400 | 129,500 | △ 3,100 |
| 謝金 | 33,411 | 33,411 | 0 |
| 法定福利費 | 944,038 | 949,763 | △ 5,725 |
| 旅費交通費 | 12,280 | 544,530 | △ 532,250 |
| 荷造運賃費 | 77,511 | 88,351 | △ 10,840 |
| 通信費 | 253,253 | 241,317 | 11,936 |
| 減価償却費 | 42,322 | 28,215 | 14,107 |
| 消耗品費 | 370,861 | 490,831 | △ 119,970 |
| 会議費 | 0 | 125,840 | △ 125,840 |
| 印刷製本費 | 2,128,883 | 1,615,308 | 513,575 |
| 広告宣伝費 | 26,400 | 46,400 | △ 20,000 |
| 賃借料 | 227,693 | 216,601 | 11,092 |
| 保険料 | 18,670 | 16,900 | 1,770 |
| 共催負担金 | 607,453 | 1,664,203 | △ 1,056,750 |
| 新聞図書費 | 78,556 | 71,537 | 7,019 |
| HP管理費 | 198,000 | 196,200 | 1,800 |
| 事務所費 | 2,380,520 | 2,364,155 | 16,365 |
| 支払手数料 | 17,603 | 23,676 | △ 6,073 |
| 雑費 | 0 | 0 | 0 |
| 事業費計 | 13,395,321 | 14,698,205 | △ 1,302,884 |
| 管理費 | | | |
| 役員報酬 | 1,248,000 | 1,248,000 | 0 |
| 給料手当 | 702,489 | 702,489 | 0 |
| 法定福利費 | 314,679 | 316,588 | △ 1,909 |
| 交通費 | 361,320 | 358,570 | 2,750 |
| 荷造運賃費 | 21,923 | 14,684 | 7,239 |
| 通信費 | 83,344 | 67,238 | 16,106 |
| 消耗品費 | 49,129 | 55,296 | △ 6,167 |
| 会議費 | 16,500 | 65,400 | △ 48,900 |
| 賃借料 | 70,691 | 67,419 | 3,272 |
| 事務所費 | 499,288 | 493,833 | 5,455 |
| 支払手数料 | 627,310 | 719,015 | △ 91,705 |
| 交際費 | 21,508 | 40,000 | △ 18,492 |
| 光熱水費 | 109,911 | 115,475 | △ 5,564 |
| 租税公開 | 960 | 1,640 | △ 680 |
| 旅費交通費 | 62,480 | 45,840 | 16,640 |
| 減価償却費 | 42,323 | 28,215 | 14,108 |
| 管理費計 | 4,231,855 | 4,339,702 | △ 107,847 |
| 経常費用計 | 17,627,176 | 19,037,907 | △ 1,410,731 |
| 当期経常増減額 | 2,098,475 | 664,129 | 1,434,346 |
| 2 経常外増減の部 | | | |
| (1) 経常外収益 | [0] | [0] | [0] |
| (2) 経常外費用 | [0] | [0] | [0] |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | 2,098,475 | 664,129 | 1,434,346 |
| 一般正味財産期首残高 | 10,845,332 | 10,181,203 | 664,129 |
| 一般正味財産期末残高 | 12,943,807 | 10,845,332 | 2,098,475 |

財産目録

令和03年3月31日現在

(単位:円)

| 貸借対照表科目 | 場所・物量等 | 使用目的等 | 金額 |
|----------|-----------|-----------------------------|------------|
| (流動資産) | | | |
| 現金預金 | | | 7,226,288 |
| 現金預金 | 手許保管 | 運転資金として | 38,468 |
| 現金預金 | 普通預金 | | 7,187,820 |
| | 郵便貯金 | 運転資金として | 634,830 |
| | 三井住友銀行 | 運転資金として | 1,816,177 |
| | 大東京信組 | 運転資金として | 3 |
| | 農林中金 | 運転資金として | 31,737 |
| | 農林中金 | 運転資金として | 462,016 |
| | 農林中金 | 運転資金として | 4,243,057 |
| 貯蔵品 | 手許パンフレット等 | 在庫 | 2,131,549 |
| 立替金 | 同居法人 | 同居法人分精算予定分 | 49,299 |
| 未収入金 | 関連法人 | 精算予定分 | 0 |
| 流動資産合計 | | | 9,407,136 |
| (固定資産) | | | |
| その他固定資産 | | | 8,022,646 |
| 工具器具備品 | 図書文献 | 公益目的保有財産 | 1 |
| | パソコン | 共有(50%公益目的、50%管理運営目的) | 84,645 |
| 事務所保証金 | 事務所保証金 | 共有(82.35%公益目的、17.65%管理運営目的) | 7,938,000 |
| 固定資産合計 | | | 8,022,646 |
| 資産合計 | | | 17,429,782 |
| (流動負債) | | | |
| 未払金 | 印刷会社等 | 事業未払金等 | 4,290 |
| 預り金 | 源泉所得税 | 給与分納期特例分 | 60,975 |
| 流動負債合計 | | | 65,265 |
| (固定負債) | | | |
| 預り保証金 | 事務所保証金 | 同居法人分預り保証金 | 4,420,710 |
| 固定負債合計 | | | 4,420,710 |
| 負債合計 | | | 4,485,975 |
| 正味財産 | | | 12,943,807 |

公益社団法人 日本茶業中央会 事業別正味財産増減計算書

令和02年4月1日～令和03年3月末日

一般会計

(単位:円)

| 科 目 | 公益目的事業会計 | 法人会計 | 合計 |
|---------------|------------|-----------|------------|
| | 公 1 | | |
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| 受取会費 | 11,156,033 | 6,662,920 | 17,818,953 |
| 正会員受取会費 | 10,871,080 | 6,662,920 | 17,534,000 |
| 特別会費 | 284,953 | 0 | 284,953 |
| 事業収益 | 1,906,646 | 0 | 1,906,646 |
| 事業収益 | 1,906,646 | 0 | 1,906,646 |
| 雑収益 | 52 | 0 | 52 |
| 雑収益 | 52 | 0 | 52 |
| 経常収益計 | 13,062,731 | 6,662,920 | 19,725,651 |
| (2) 経常費用 | | | |
| 事業費 | 13,395,321 | | 13,395,321 |
| 役員報酬 | 3,744,000 | | 3,744,000 |
| 給料手当 | 2,107,467 | | 2,107,467 |
| 賃金 | 126,400 | | 126,400 |
| 諸謝金 | 33,411 | | 33,411 |
| 法定福利費 | 944,038 | | 944,038 |
| 旅費交通費 | 12,280 | | 12,280 |
| 荷造運搬費 | 77,511 | | 77,511 |
| 通信費 | 253,253 | | 253,253 |
| 減価償却費 | 42,322 | | 42,322 |
| 消耗品費 | 370,861 | | 370,861 |
| 会議費 | 0 | | 0 |
| 印刷製本費 | 2,128,883 | | 2,128,883 |
| 広告宣伝費 | 26,400 | | 26,400 |
| 賃借料 | 227,693 | | 227,693 |
| 保険料 | 18,670 | | 18,670 |
| 共催負担金 | 607,453 | | 607,453 |
| 新聞図書費 | 78,556 | | 78,556 |
| HP管理費 | 198,000 | | 198,000 |
| 事務所費 | 2,380,520 | | 2,380,520 |
| 支払手数料 | 17,603 | | 17,603 |
| 雑費 | 0 | | 0 |
| 管理費 | | 4,231,855 | 4,231,855 |
| 役員報酬 | | 1,248,000 | 1,248,000 |
| 給料手当 | | 702,489 | 702,489 |
| 法定福利費 | | 314,679 | 314,679 |
| 交通費 | | 361,320 | 361,320 |
| 荷造運搬費 | | 21,923 | 21,923 |
| 通信費 | | 83,344 | 83,344 |
| 消耗品費 | | 49,129 | 49,129 |
| 会議費 | | 16,500 | 16,500 |
| 賃借料 | | 70,691 | 70,691 |
| 事務所費 | | 499,288 | 499,288 |
| 支払手数料 | | 627,310 | 627,310 |
| 交際費 | | 21,508 | 21,508 |
| 光熱水料費 | | 109,911 | 109,911 |
| 租税公課 | | 960 | 960 |
| 旅費交通費 | | 62,480 | 62,480 |
| 減価償却費 | | 42,323 | 42,323 |
| 経常費用計 | 13,395,321 | 4,231,855 | 17,627,176 |
| 当期経常増減額 | △ 332,590 | 2,431,065 | 2,098,475 |
| 2. 経常外増減の部 | | | |
| (1) 経常外収益 | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 経常外費用 | | | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | △ 332,590 | 2,431,065 | 2,098,475 |
| 一般正味財産期首残高 | | | 10,845,332 |
| 一般正味財産期末残高 | | | 12,943,807 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | | | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | | | 0 |
| 指定正味財産期末残高 | | | 0 |
| III 正味財産期末残高 | | | 12,943,807 |

令和3年度事業計画

◎茶業の振興、日本茶文化の普及のための基本的方針

「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針(令和2年4月改定)」及び輸出戦略目標の策定、コロナ禍での厳しい環境等を踏まえ、

- 1 コロナ禍での需要の回復・拡大、デジタル化の取組を推進
- 2 輸出を促進する環境の整備・強化
- 3 茶業におけるSDGsの取組を推進
- 4 安全・安心な茶の生産・流通を推進
- 5 茶業関係者が連携した茶業の振興、文化の普及と態勢の強化

以上を踏まえ、令和3年度事業計画及び予算は以下のとおり。

1 令和3年度事業計画

(1) コロナ禍での需要の回復・拡大、デジタル化の取組を推進

ア 国内需要の喚起・新需要の創出

- ① 昨年以来の世界的なコロナウイルス感染拡大により、人々は活動の自粛、行動変容を求められ、お茶を含み多くの商品需要、サービスが停滞・縮小している。こうした状況下、お茶の消費の回復・拡大を図るため、「緑茶の日(5月1日)」、国際お茶の日(5月21日)などの機会を捉え、全国各地のお茶イベント等が連携して全国的な需要拡大運動を展開する。
- ② 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を活用して、SNS等を活用して国内外の消費者に対して日本茶・茶文化の情報発信及び商品・体験機会が入手できる検索環境の充実提供を行うとともに、内外の事業者間での情報交換の取組を支援する。
- ③ 小学校への茶育・体験学習を推進するため、日本茶インストラクター協会等茶関係団体、自治体・学校関係者と連携して取組

状況を把握し、食育・茶育等を推進する。

イ 茶業界のデジタル化の現状把握と取組

コロナ禍において、活動の自粛、行動変容が求められ、テレワークの実施、通販の利用などデジタル化の取組が進められている中、茶業界のデジタル化の取組が十分とは言えない。このため、茶業界のHP、SNS利用やEC取引等のデジタル化の現状を把握・分析し、今後のデジタル化の取組を推進する。

(2)輸出を促進する環境の整備・強化

① 国の輸出戦略を踏まえて設置した日本茶輸出委員会において、輸出先のニーズ、輸出先の障壁、サプライチェーンの課題等を分析・整理し、課題解決のための具体的な戦略・方策を検討するとともに、日本茶輸出促進協議会等と連携し、国の輸出支援事業等の活用を支援する。

② 日本茶のブランドを維持・増進するため、茶業界あげて「(商標)日本茶輸出ロゴマーク」の普及を図るとともに、地理的表示保護制度等知的財産制度の周知・活用に努めることとする。

③ 国際機関の動きに対応した活動の推進

茶類は、コーヒーと並んで国際貿易品目であり、ISO、FAO、ITC など国際機関が積極的に活動している。

a ISO(国際標準化機構)の「食品専門部会・茶分科会(TC34/SC8)」への対応

日本はTC34/SC8の正式メンバーとして農林水産省農産局が国内審議委員会・抹茶WGを設置し、我が国の抹茶の基準が国際的に位置づけられるように、ISO 専門委員会に抹茶の技術レポートを提出している。今後、規格化の動きが具体化する。他の輸出国の動きを注視しつつ、国内審議委員会メンバーとして抹茶の規格化に積極的に対応していく。

b FAO-IGG on TEA(茶の政府間グループ)、ITC(国際茶委員会)への対応

FAOの「茶の政府間グループ」は、国際貿易における茶の需要拡大、価格の安定、残留農薬基準問題等を審議している。日本は農薬の残留基準等について情報提供し、日本茶の安全性を世界にアピールしてきた。令和元年には「International Tea Day」(国際お茶の日)が制定されるとともに、各国にキャンペーン実施が要請されていることから全国的な需要拡大運動を実施する。また ITC は、非営利法人として他の国際機関と連動して茶の生産・貿易に関する統計データを収集し、「統計年次報告書」を毎年作成するとともに、適正価格での貿易を目指しており、我が国も輸出促進の観点から積極的な情報収集と消費国等との人的交流に努めることとする。

(3) 2015年に国連が定めた2030年を目標年とする持続可能な開発目標SDGsの取組を推進する。

- ① 行政と連携し、茶業に係るSDGsの取組の情報を収集・整理し、今後の実践に繋げる。
- ② 全国お茶まつり大会宣言等通じ全国的なSDGsにかかる啓発活動を進める。

(4) 安全・安心な茶の生産流通の推進

① 「緑茶の表示基準」の周知

消費者の安全・安心な茶の選択・購入に資するため、2019年3月に一部改正した「緑茶の表示基準」を引き続き周知に努める。

- ② オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした生産者のGAPの取組及び食品衛生法の一部改正を受け2021年6月までに導入が義務化された取組HACCP(全国茶商工業協同組合が

「HACCP 導入の手引書」を作成・公表)の取組(自園自製自販農家を含む)を、茶業団体、行政と連携して推進する。

- ③ 茶の品質の適正化、安全・安心な茶生産流通を推進するため、生産・流通関係者の研修会(茶審査技術研修等)を開催するとともに、茶の簡便な化学的成分分析法の利用や輸出用お茶の有機栽培、防除体系の検討・確立に資するように自治体、研究機関、茶業団体等との連携を進める。

(5) 茶業関係者が連携した茶業の振興・文化の普及並びに体制の強化

ア 「全国お茶まつり」の開催並びに各種表彰行事への後援と協力
令和3年度「第75回全国お茶まつり埼玉大会」は、表彰式等を11月27日～28日に川越市で行うことを予定している。なお、全国茶品評会審査会は8月24日～27日に静岡県で開催予定である。

イ 各種調査・情報収集等

- ① 消費者への情報提供、茶関係者の基礎資料とするため「茶関係資料」(令和3年度版)の作成・配布を行う。
- ② 茶業・茶文化の振興に資するため、各種の講演会・研究会、関連行事等を実施又は参画・協力する。

ウ 茶業文庫等の保管、整備

茶に関する文献、資料等の充実とその活用を図るとともに、蘭字等の茶業文庫に保管されている歴史的に貴重な書籍のPR、管理を行う。

エ 茶業の活性化に向けて、茶業関係団体等との連携を強化するとともに、本会の活動内容、組織(事務局体制を含む)、財政、会員(正・賛助)の勧誘等について、引き続き検討し、調整できた事項から実施する。

(6) 補助事業の実施について

ア 令和 3 年度茶・薬用作物等地域特産物体制強化推進事業のうち全国推進事業を実施

日本茶業体制強化推進協議会(会長:大森正司)が実施
事業内容:日本茶文化等の普及

イ 令和 3 年度輸出に取り組む事業者向け支援事業

日本茶輸出促進協議会(会長代理:森山修実)が実施
事業内容:海外でのプロモーション事業、セミナーの開催等

(7) 令和 3 年度において資金調達及び設備投資の見込みはない。

令和3年度収支予算書
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

一般会計

単位：円

| 科 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増(△減) | 備考 |
|------------|------------|------------|-----------|----------|
| I 事業活動収支の部 | | | | |
| (1) 事業活動収入 | | | | |
| 1会費収入 | 25,234,000 | 17,734,000 | 7,500,000 | |
| 2寄付金収入 | 100,000 | 100,000 | | |
| 3他会計繰入金収入 | 0 | 700,000 | △ 700,000 | |
| 4事業収入 | 2,000,000 | 2,000,000 | 0 | |
| 5雑収入 | 10,000 | 10,000 | 0 | |
| 事業活動収入計 | 27,344,000 | 20,544,000 | 6,800,000 | |
| (2) 事業活動支出 | | | | |
| 1一般事業費 | 13,202,000 | 7,912,000 | 5,290,000 | |
| 茶業振興費 | 13,202,000 | 7,912,000 | 5,290,000 | |
| ①お茶まつり事業費 | 1,336,000 | 1,280,000 | 56,000 | |
| ②功績者表彰事業費 | 615,000 | 512,000 | 103,000 | |
| ③褒章関係費 | 400,000 | 300,000 | 100,000 | |
| ④茶業情報費 | 4,051,000 | 2,120,000 | 1,931,000 | |
| ⑤茶業文庫費 | 1,200,000 | 1,000,000 | 200,000 | 事務所費及び保険 |
| ⑥専門委員会費 | 2,000,000 | 600,000 | 1,400,000 | |
| ⑦振興活動費 | 3,600,000 | 2,100,000 | 1,500,000 | |
| 2管理費 | 15,000,000 | 12,590,000 | 2,410,000 | |
| 役員報酬 | 5,000,000 | 5,000,000 | 0 | |
| 給料手当 | 4,110,000 | 2,810,000 | 1,300,000 | |
| 交通費 | 500,000 | 370,000 | 130,000 | |
| 法定福利費 | 1,200,000 | 1,200,000 | 0 | |
| 会議費 | 100,000 | 80,000 | 20,000 | |
| 旅費交通費 | 510,000 | 100,000 | 410,000 | |
| 通信費 | 60,000 | 50,000 | 10,000 | |
| 荷造運搬費 | 100,000 | 70,000 | 30,000 | |
| 消耗品什器備品費 | 300,000 | 50,000 | 250,000 | |
| 消耗品費 | 100,000 | 60,000 | 40,000 | |
| 賃借料 | 100,000 | 70,000 | 30,000 | |
| 光熱水料 | 140,000 | 100,000 | 40,000 | |
| 事務所費 | 2,000,000 | 2,000,000 | 0 | |
| 租税公課 | 10,000 | 0 | 10,000 | |
| 交際費 | 50,000 | 20,000 | 30,000 | |
| 支払手数料 | 700,000 | 600,000 | 100,000 | |
| 雑費 | 20,000 | 10,000 | 10,000 | |
| 3他会計繰入支出 | 42,000 | 42,000 | 0 | |
| 事業活動支出計 | 28,244,000 | 20,544,000 | 7,700,000 | |
| 事業活動収支差額 | △ 900,000 | 0 | △ 900,000 | |
| II 予備費支出 | | | 0 | |
| 当期収支差額 | △ 900,000 | 0 | 0 | |
| 前期繰越収支差額 | 900,000 | 0 | 900,000 | |
| 次期繰越収支差額 | 0 | 0 | 0 | |

公益社団法人日本茶業中央会 役員給与規程

平成 25 年 4 月 1 日 制 定
平成 25 年 6 月 26 日一部改正
平成 29 年 3 月 24 日一部改正

(趣 旨)

第 1 条 公益社団法人日本茶業中央会（以下「中央会」という。）の役員の給与に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(常勤役員の給与の種類)

第 2 条 中央会の常勤の理事（以下「常勤理事」という。）の給与は、俸給、通勤手当とする。

(俸給月額)

第 3 条 常勤理事の俸給月額は、総会の決議を経て年度予算の範囲内で理事会が定めるものとする。

(俸給の支給)

第 4 条 常勤理事の俸給は、毎月 16 日に支払うものとし、支払日が休日に当たるときは前日に繰り上げて支払う。

2 俸給は、その月の月額的全額から租税公課、社会保険の個人負担金及びこれに準ずるものを控除した金額を現金で支払う。

(俸給の計算)

第 5 条 月の途中で移動を生じた常勤理事のその月に係る俸給の額は、その者の俸給の月額にその者の当該月における在職日数を乗じた額を 30 をもって除して得た額とする。

(通勤手当)

第 6 条 通勤手当は、交通機関を利用し通勤する常勤理事に対し、毎月、その者の 1 箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額を支給する。

付 則

この規程は、公益社団法人設立登記日から実施する。

付 則

この規程は、平成 29 年 3 月 24 日から実施する。

公益社団法人 日本茶業中央会 役員退職手当規程

平成 25 年 4 月 1 日 制 定
平成 25 年 6 月 26 日 一部改正
令和 2 年 3 月 31 日 一部改正

第 1 条 公益社団法人日本茶業中央会の常勤役員（以下「役員」という。）の退職手当の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第 2 条 退職手当は、役員が退職または死亡した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2) 役員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び同一の役職となったときは、前項の規定にかかわらず当該退職にともなう退職手当は支給しない。

第 3 条 退職手当の額は、在職期間 1 年につき、その者の退職の時点における俸給月額額の 100 分の 10 を乗じて得た額に相当する金額以内の金額とする。

第 4 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、同一の役職の役員として引き継いだ
在職期間による。

2) 前項の規定による在職期間の年数については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、一年に満たない端数を生じたときは一年とする。

3) 役員の任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職に専任されたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続いて在職したものとみなす。

4) 役員が任期満了の日以前において、役職を異にする役員に選任されたときは、その者の退職手当の支給に関しては、その任命の日の前日に退職したものとみなす。

第 5 条 第 2 条第 1 項に規定する遺族の範囲及びそれらの者が退職手当を受ける順位については、労働基準法施行規則第 42 条に定めるところを準用する。

第 6 条 会長は、毎年事業年度末において、当該年に在職する常勤の役員について必要とする退職手当金総額の 50%以上に相当する額を積立てておかなければならない。

付 則

この規程は、公益社団法人設立登記日から実施する。

付 則

この規程は、平成 25 年 6 月 26 日から実施する。

付 則

この規程は、令和 2 年 3 月 30 日から実施する。